

## 退職される方(定年・勧奨・普通退職者の皆さま)



在職中に未償還元利金の残額がある方は、退職手当から控除します。手続は不要です。

また、未償還元利金を退職手当から全額控除できなかった場合は、退職時の所属所を通じて組合員宛てに振込依頼書を送付します。指定した期日までにお支払いください。

### 《償還額の確認について》

退職時の未償還元利金は、次の方法により確認してください。

- ① 貸付決定時に組合員宛てに配布した償還表の、平成29年3月時点の未償還額の欄をご覧ください。
- ② 償還表の紛失等により金額が不明な場合は、希望する方に3月末時点の償還表を発行します。1月中旬以降に所属所宛てに通知しますので、事務担当者を通じて申込してください。

### 《年度末退職者の繰上償還について》

年度末退職者が繰上償還申出書を提出できる期限は、平成29年1月13日までです。これ以降は受付できません。3月末の未償還残額がある場合は、退職手当から控除します。

### 公立学校共済組合東京支部から他の共済組合(他支部含む)へ転出される方

人事異動等によって他の共済組合等へ異動する方の償還方法については、異動先によって異なります。手続方法については**2月中旬以降**に所属所宛てに通知しますので、所属所の事務担当者まで連絡してください。

問合せ先

給付貸付課貸付担当

☎ 03-5320-6823